

第 50 回 知的財産管理技能検定 2 級 学科試験

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2024年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア わが国において、著作権を享有するために©マーク表示が必要な場合がある。
- イ 実演家が映画の著作物に一旦、実演を録音、録画することを許諾した場合であっても、その後の当該実演の録音、録画に対する権利行使は制限されない。
- ウ 映画の著作物の著作者が、映画製作者に対し当該映画の製作に参加することを約束しているときは、当該映画の著作物の著作権は当該映画製作者に帰属する。
- エ 共同著作物とは、2人以上の者が共同で創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができるもののことである。

問2

ア～エを比較して、パリ条約に採用されている原則として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 国際出願の原則
- イ 特許独立の原則
- ウ 無方式主義の原則
- エ 最恵国待遇の原則

問3

ア～エを比較して、商標権の存続期間の更新に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 更新登録の申請は、商標権者でなければ行うことができない。
- イ 更新登録の申請をする者が納付する登録料は、1年分毎に分けて納付することができる。
- ウ 更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前3カ月から満了の日までの間にしなければならない。
- エ 更新登録の申請は、改めて商標登録出願をすることにより行う。

問4

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されていれば、物に固定されていない著作物であっても、映画の著作物として保護される。
- イ 地図は、客観的なデータを単に視覚化したものなので、著作物として保護されることはない。
- ウ 写真の著作物には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物が含まれる。
- エ ベルヌ条約加盟国の著作物は、管轄機関である世界知的著作権機関（W I P O）に登録しなければ、わが国で保護されない。

問5

ア～エを比較して、特許権の存続期間に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権の存続期間は、医薬品等の特定分野の特許権に限り、3年を限度に延長登録の出願をすることができる。
- イ 国内優先権の主張を伴う特許出願に係る特許権の存続期間は、当該特許出願の出願日から20年をもって終了する。
- ウ 特許権の存続期間は、当該特許権の設定の登録が、出願審査の請求があった日から起算して3年を経過した日以後にされたときに限り、延長登録の出願により延長することができる。
- エ 特許権の存続期間は、末日が休日である場合には終了日が延長される。

問6

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者から正当に購入した製品を、特許権者に無断で転売しても、その特許権の侵害にはならない。
- イ 特許権に基づいて損害賠償請求をする場合、常に特許権者は相手方の侵害行為が故意又は過失でなされたことを立証しなければならない。
- ウ 特許権者に無断で特許発明を実施した製品を、マーケティング調査を目的として試験販売した場合は、特許権侵害となる。
- エ 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業として譲渡のために所持する行為は、特許権の間接侵害とされる場合がある。

問 7

ア～エを比較して、意匠権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 意匠登録出願に係る意匠と特許出願に係る発明とは先後願が判断されないため、同一の製品について意匠権と特許権が発生することがある。
- イ 意匠登録出願の日前にその意匠に係る物品の事業を準備していた第三者の行為に対して、意匠権の効力が及ぶ場合はない。
- ウ 自己の登録意匠の類似範囲と、先願に係る他人の登録意匠の類似範囲が重なる場合でも、自己の登録意匠に類似する意匠の実施は制限されない。
- エ 意匠権は、その意匠登録出願の日から 25 年間存続し、特許庁への申請によりその存続期間の延長ができる場合がある。

問 8

ア～エを比較して、特許無効審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 利害関係を有する法人は、特許無効審判に請求人として、その審判に参加することができる。
- イ 利害関係を有しない自然人であっても、新規性を理由とする特許無効審判を請求することができる。
- ウ 二以上の請求項に係る特許については、特許無効審判を請求項毎に請求することができる。
- エ 特許無効審判で無効審決がされたとき、特許権者は、当該審決の謄本の送達日から 30 日以内であれば、審決取消訴訟を提起することができる。

問 9

ア～エを比較して、特許権侵害の警告を受けた際の検討事項に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 自社製品が特許発明の技術的範囲に属するか否かについて、特許庁に判定を請求することはできない。
- イ 出願日から 20 年を経過した特許権であれば、その特許権を侵害することはない。
- ウ 警告を受けた根拠である特許発明の出願の際現に日本国内において自社で独自に開発して業として実施していた製品であれば、先使用权が認められることがある。
- エ 警告を受けた特許権の権利者を確認するために、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を通じて、特許掲載公報の内容を確認する。

問 10

ア～エを比較して、著作権等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者人格権は譲渡することができないが、実演家人格権を譲渡することはできる。
- イ 著作隣接権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
- ウ 著作権者は、同一の利用方法について、複数の者に対して著作物の利用を許諾することができる。
- エ 共同著作物の著作権者は単独で差止請求を行うことができる。

問 11

ア～エを比較して、特許戦略等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者は、権利行使の場面では、権利が成立する前に審査官に対して自らが主張したと矛盾する内容の主張をしてもよい。
- イ 自社製品が備える機能を実現するための技術に関して特許権を取得すれば、当該自社製品と類似する製品に関する市場全体に特許権の効力が及ぶ。
- ウ 他社の特許発明の効果と同一の効果を、当該特許発明と異なる構成要件で構成された自社の製品で実現した場合、他社からその特許権に基づく権利行使を免れることができる場合がある。
- エ 物を生産する方法に係る特許権の効力は、その方法を使用する行為にのみ及ぶ。

問 12

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務発明に係る特許を受ける権利を予め会社を取得させることを勤務規則で定めている場合、当該特許を受ける権利は、職務発明が生まれた後、特許出願と同時に従業者等から会社に移転する。
- イ 職務発明に係る特許を受ける権利を会社に譲渡した従業者は、会社から相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を得られる。
- ウ 職務発明の対象は従業者等であるので、会社の社長が行った発明は職務発明には該当しない。
- エ 職務発明に該当するか否かを判断するための企業の業務範囲は、定款に記載されている業務に限られる。

問 13

ア～エを比較して、特許の先行技術調査の必要性に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 他社による同様な内容の先願の特許出願を発見した場合、前記特許出願を避けた内容に係る発明を自社が特許出願することで、拒絶理由を未然に防げる場合がある。
- イ 先行技術調査をすることにより、自社で特許出願をする明細書に、関連する先の特許出願として適切なものを記載して、先行技術文献情報の開示義務を果たすことができる。
- ウ 開発中の自社製品が他社の特許権を侵害していないかを事前に知ることにより、無用な紛争を回避することができる。
- エ 先行技術調査をすることにより、自社で特許出願をする予定の発明が特許されるか否かについて正確に判断することができる。

問 14

ア～エを比較して、拒絶理由通知を受けた特許出願人の対応として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 発明の単一性について拒絶理由が通知されたため、その一部の請求項について分割して新たな特許出願とすることにより、当該拒絶理由が解消される場合がある。
- イ 発明の進歩性を有していないという拒絶理由通知を受けたため、意匠登録出願に出願変更する。
- ウ 拒絶理由通知は、意見書を提出する機会を与えるための通知であるため、特許出願人は応答に際して、必ず意見書を提出しなければならない。
- エ 発明の進歩性について拒絶理由が通知されたが、補正をすることなく、引用発明と本願発明との差異について反論するために意見書のみを提出する。

問 15

ア～エを比較して、弁理士の業務に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 弁理士、弁理士法人、弁護士、弁護士法人のいずれでもない者が、他人の求めに応じて報酬を得て、業として特許出願手続についての代理を行った場合であっても、刑事罰の適用はない。
- イ 弁理士は、特許権の侵害訴訟について、単独で訴訟代理人となることができる。
- ウ 依頼者から特許無効審判の請求を受任した弁理士は、当該依頼者の同意を得なくても、当該特許無効審判の相手方である特許権者の依頼を受けて、その受任した事件とは無関係な商標登録出願手続の代理を行うことができる。
- エ 他人の求めに応じて報酬を得て、業として特許料の納付手続を行うことは、弁理士でない者であってもすることができる。

問 16

ア～エを比較して、特許法に規定する実施権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 通常実施権は、特許庁に備える特許登録原簿に登録しなければ第三者に対抗できない。
- イ 通常実施権は、内容、期間を限定して定めることができ、専用実施権も内容、期間を限定して定めることができる。
- ウ 特許権が共有に係る場合、一方の共有者は、他の共有者の同意なく単独で他人に通常実施権を許諾することができる。
- エ 特許権者は、第三者に対し、すでに専用実施権が設定された範囲内で通常実施権を許諾することはできないが、当該範囲内で特許発明を自ら実施することはできる。

問 17

ア～エを比較して、商標の登録異議の申立て又は商標登録に関する審判に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録商標に、出願前から慣用的に使用されていた商標であるといった事実があるときは、利害関係人のみが、商標掲載公報の発行日から2カ月以内に限り、登録異議の申立てを行うことができる。
- イ 商標権者が、故意に登録商標と類似する商標を使用し、商品の品質の誤認が生じていた場合、利害関係人のみが、不正使用取消審判を請求することができる。
- ウ 継続して3年以上、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが、指定商品又は指定役務に登録商標を使用していないときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。
- エ 登録商標が、他人の業務に係る商品と混同を生じるおそれがある商標であるにもかかわらず誤って登録されたときは、何人も、商標登録無効審判を請求することができる。

問 18

ア～エを比較して、職務著作に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア プログラムの著作物の場合は、法人等が自己の著作の名義の下に公表をしなくても職務著作に該当する。
- イ 職務著作が完成した場合、従業者は法人等から「相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利」を得ることができる。
- ウ 法人等の業務に従事する者が、職務上、著作物を作成していることが必要である。
- エ 法人等の発意に基づいて著作物を作成する必要がある。

問 19

ア～エを比較して、特許法に規定する国内優先権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 先の意匠登録出願の日から1年以内であっても、前記意匠登録出願に基づいて国内優先権を主張することはできない。
- イ 国内優先権主張の基礎となる先の出願は、その出願の日から1年6カ月経過後に、取り下げたものとみなされる。
- ウ 先の出願の日から1年以内であれば、先の出願について放棄された後であっても、その出願に基づいて国内優先権を主張することができる。
- エ 先の出願の日から1年以内であっても、先の出願について出願公開請求をした後は、その出願に基づいて国内優先権を主張することはできない。

問 20

ア～エを比較して、著作権の享有に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 音楽の著作物の著作権者は、その著作物について貸与権を有する。
- イ 言語の著作物の著作権者は、その著作物について口述権を有する。
- ウ 映画の著作物の著作権者は、その著作物について上映権を有する。
- エ プログラムの著作物の著作権者は、その著作物について頒布権を有する。

問 21

ア～エを比較して、特許出願の際に提出する書類に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許請求の範囲には、二以上の発明を記載することができる場合がある。
- イ 発明の詳細な説明の記載は、誰でも発明を実施できる程度に発明の内容を明確かつ十分に記載しなければならない。
- ウ 明細書には、発明の目的を記載しなければならない。
- エ 願書には、要約書を添付しなくてもよい場合がある。

問 2 2

ア～エを比較して、特許法及び独占禁止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権に係る実施権のライセンスの期間終了日を、ライセンス対象の特許権の存続期間の満了日よりも後に設定して、実施料の支払義務を課すことは、独占禁止法に違反しない。
- イ パテントプールは、複数の特許権者からのライセンスの取得を容易にするが、パテントプールの対象となる技術について、ライセンスなしでは参入できない市場への新規参入希望者に対するライセンスを合理的な理由なく拒絶すると、独占禁止法に違反する。
- ウ 特許ライセンス契約において、許諾製品の販売価格を制限することは、独占禁止法に違反しない。
- エ ライセンスを受けた者のなした改良発明について取得した特許権につき、ライセンスを許諾した者に対する専用実施権の設定を義務づけることは、独占禁止法に違反しない。

問 2 3

ア～エを比較して、商標権等に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定められ、指定商品又は指定役務の範囲は、願書の記載に基づいて定められる。
- イ 専用使用権が設定された範囲内では、専用使用権者及び商標権者が登録商標を使用することができる。
- ウ 商標権は設定の登録により発生し、その存続期間は商標登録出願の日から10年である。
- エ 地理的表示法に基づいて登録された地理的表示と同一の商標は、地域団体商標として登録されることはない。

問 2 4

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 最初に日本国外で発行されていても、発行から3年以内に日本国内で発行されていれば、著作物として保護の対象となる。
- イ 著作権に関する条約として、パリ条約や特許協力条約（PCT）が挙げられる。
- ウ 外国に居住している日本国民の著作物は、日本国で著作物として保護を受けることができない。
- エ 憲法その他の法令、裁判所の判決で、国が翻訳又は編集したものは著作権法の保護対象とはならない。

問 2 5

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 既存の品種に依拠して創作した品種でないことは、品種登録の要件ではない。
- イ 1つの品種について、複数の名称を付けて出願することができる。
- ウ 品種登録出願がされると農林水産大臣によって遅滞なく出願公表が行われる。
- エ 出願品種が出願の日から10カ月前に日本国内で業として譲渡されていても、品種登録を受けることができる場合がある。

問 2 6

ア～エを比較して、売買契約における契約内容の履行に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 買主は、支払期日に売買代金を支払っていない場合でも、その後に売買の目的物の引渡期日が到来すれば、売主に対し当該目的物の引渡しを求めることができる。
- イ 売主が買主の代金支払債務の不履行を理由に売買契約を解除した場合、売買契約は締結した時にさかのぼって無効となるため、売主は買主に対し、債務不履行により生じた損害の賠償を求めることはできない。
- ウ 売主が売買の目的物を売却する意思がないのに売買契約を締結した場合、売主の真意を知っていた買主は、売主に対し当該目的物の引渡しを求めることができない。
- エ 買主は、引渡しを受けた売買の目的物の品質が契約の内容に適合していない場合、売主に対し、履行の追完を請求せずに売買代金の減額を常に求めることができる。

問 2 7

ア～エを比較して、特許庁への情報提供に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願に関連する先行文献の特許庁への情報提供は、利害関係人に限られず、何人であってもすることができる。
- イ 特許庁への情報提供は、特許出願についてされた補正が新規事項を追加するものであることを理由としても、することができる。
- ウ 自社の事業の障害となる他社の特許出願を発見した場合、権利化を阻止できる可能性は低くても、関連する先行文献を特許庁へ情報提供しなければならない。
- エ 特許庁への情報提供は、書類の提出によって行うことに限定されている。

問 28

ア～エを比較して、特許法における先願主義に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、同一の特許出願人の場合に限り、それぞれの発明について特許を受けることができる。
- イ 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、特許庁長官が協議命令を発し、協議で定めた一の特許出願人のみが特許を受けることができ、協議不成立の場合は特許庁長官が行う公正な方法のくじにより定めた一の出願人が特許を受けられる。
- ウ カテゴリー表現上の差異はあるが、実質的に同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
- エ 同一の発明について同日に二以上の特許出願があったとき、最先に発明を完成した発明者に係る特許出願が、その発明について特許を受けることができる。

問 29

ア～エを比較して、著作権侵害と救済に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作権を侵害するおそれがある者に対して、予防的に差止請求を行うことができる。
- イ コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用する行為は、著作権侵害とみなされる場合がある。
- ウ 他人の著作物に依拠していない場合でも、当該著作物と実質的に同一又は類似であれば著作権の侵害となり得る。
- エ 著作権侵害をした場合に刑事罰が科されるのは、故意に侵害した場合に限られ、過失による侵害の場合には刑事罰は科されない。

問 30

ア～エを比較して、税関における手続に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 税関長は、輸入しようとする貨物が、意匠権を侵害する物品に該当すると認定したときは、その貨物を没収して廃棄することはできるが、その貨物を輸入する者に対して積戻しを命じることができない。
- イ 特許権者は、自己の特許権を侵害すると認める貨物が輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物について、認定手続をとるよう申し立てることができる。
- ウ 輸出又は輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定する手続がとられたときは、輸出又は輸入しようとする者は、特許庁長官に意見を聴くことができる。
- エ 貨物が「輸出又は輸入してはならない貨物」とであると特許庁長官が判断した場合には、輸出入禁止の貨物に該当するか否かを認定する手続を行う。

問 3 1

ア～エを比較して、不正競争防止法に規定する営業秘密に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 秘密として管理されている状態に該当するためには、従業員に対し就業規則等により秘密保持義務を課していればよいので、退職者との秘密保持契約を結ぶ必要はない。
- イ 営業秘密は事業活動に有用なものでなければならないので、製品開発における過去の失敗事例のようなネガティブな情報は営業秘密として法的保護は受けられない。
- ウ 電子媒体の営業秘密を管理する体制としては、電子ファイルにパスワードを設定していなくても、当該電子ファイルを開いたとき端末画面上に秘密であることの表示がされるようになっていれば営業秘密として保護される場合がある。
- エ いわゆる当業者が公知の情報を組み合わせて容易に作出できる程度の技術情報は、事業活動にとって有用とはいえないので、営業秘密として法的保護は受けられない。

問 3 2

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者の死亡後においても、その著作者が生存していたならば、その著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。
- イ 著作者は、自らが一旦公表した著作物に対しても、公表権を行使することができる。
- ウ コンピュータプログラムに関しては、コンピュータでより効果的に実行し得るようになるために必要な改変については、同一性保持権の侵害とはならない。
- エ 氏名表示権は、著作物の公衆への提供又は提示の際に、著作者の氏名を表示するか否か、表示する場合にはその名義を決定できる権利を含む。

問 3 3

ア～エを比較して、IPランドスケープを実行するために必要な情報として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許情報等の知財情報
- イ 研究論文情報等の技術情報
- ウ ニュースリリースや株式情報等のビジネス情報
- エ 特許情報等の知財情報、研究論文情報等の技術情報及びニュースリリースや株式情報等のビジネス情報

問 3 4

ア～エを比較して、意匠登録を受けるための要件として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 自らの行為に起因して公知となった意匠については、意匠登録出願と同時に新規性喪失の例外規定を受けたい旨の書面を提出していなくても、意匠登録を受けることができる。
- イ 公知意匠をモチーフとし、ほとんどそのままの形状で利用する意匠であっても、その公知意匠に係る物品と非類似の物品について意匠登録出願した場合には、意匠登録を受けることができる。
- ウ 工業上利用できる意匠であっても、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある場合には、意匠登録を受けることができない。
- エ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠であっても、公知の意匠と物品が非類似の場合は、意匠登録を受けることができる。

問 3 5

ア～エを比較して、商標法における自他商品等の識別力等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 標準文字のローマ字 2 字からなる商標は、識別力を有しないと判断される。
- イ 需要者が何人の業務に係る商品又は役務かを認識できない商標は、使用により識別力を有すると判断されることはない。
- ウ 商品の産地や品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、識別力を有しないと判断される。
- エ 商品の普通名称には、その商品の略称や俗称は含まれない。

問 3 6

ア～エを比較して、特許法における新規性に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願前に外国のみにおいて公然実施をされた発明は、新規性を有しない。
- イ 特許を受ける権利を有する者が、特許出願前に外国のみにおいて学術講演会で発表した発明は、新規性を有しない。
- ウ 特許出願に係る発明は、特許出願後、出願公開前に外国において頒布された刊行物に記載された発明に対して新規性を有する。
- エ 午前中に守秘義務を有しない者に発明を開示した場合でも、その日の午後に特許出願をすれば、当該発明は新規性を有する。

問 37

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 聴衆又は観衆から料金を受けない場合は、放送される著作物を著作権者の許諾を得ずに有線放送することができる場合がある。
- イ 著作権者から正規に譲渡された著作物の複製物に対しても、その著作物の著作権者は譲渡権を行使することができる。
- ウ プログラムの著作物の複製物の所有者は、バックアップのために当該著作物を複製することができる場合がある。
- エ 写真撮影に際して、他人の著作物が写り込んでも正当な範囲内において当該著作物を利用できる場合がある。

問 38

ア～エを比較して、特許協力条約（PCT）に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア すべての国際出願は、国際予備審査の対象とされる。
- イ 出願人は、国際調査報告を受け取った後、国際出願に係る請求の範囲について1回に限り補正をすることができる。
- ウ 国際調査報告は、国際調査機関から出願人及び国際事務局に送付される。
- エ 国際出願は、国際調査報告とともに国際公開される。

問 39

ア～エを比較して、著作権と著作隣接権の存続期間に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演家に関する著作隣接権の存続期間は、実演家の死後70年を経過するまでである。
- イ 第二次世界大戦中において非連合国の国民が非連合国で創作した著作物の著作権の存続期間は、わが国では、戦時加算により約10年の延長が加えられる。
- ウ 著作権者である法人が解散した場合、その著作権は法人の構成員が取得する。
- エ 無名で公表された著作物の著作権の存続期間は、その著作物の公表後70年を経過するまでである。

問 40

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 指定商品を非類似の商品へ変更する補正は要旨の変更に該当するが、指定商品を類似する商品へ変更する補正は、要旨の変更に該当しない。
- イ 商標登録出願人が商標登録出願と同時に請求すれば、出願公開の時期を遅らせることができる。
- ウ 指定商品が二以上であっても、商標登録出願の一部を新たな商標登録出願として分割することができない。
- エ 補正した内容が要旨の変更であると判断されると、審査官の決定によりその補正は却下される。

【2級学科】

番号	正解
問1	ウ
問2	イ
問3	ア
問4	ウ
問5	イ
問6	イ
問7	ア
問8	イ
問9	ウ
問10	ア
問11	ウ
問12	イ
問13	エ
問14	ウ
問15	エ
問16	イ
問17	ウ
問18	イ
問19	ア
問20	エ
問21	ア
問22	イ
問23	ア
問24	エ
問25	イ
問26	ウ
問27	ウ
問28	ウ
問29	ウ
問30	イ
問31	ウ
問32	イ
問33	エ
問34	ウ
問35	エ
問36	エ
問37	イ
問38	ア
問39	エ
問40	エ